

振興基準をご存じですか？

下請企業を巡る経営環境が極めて厳しいことから、「振興基準」の趣旨を汲んで下請中小企業との良い関係の構築に努めて下さい。

下請中小企業振興法の「振興基準」には親事業者は下請事業者へ十分配慮すべきことを明記しています。

1. 経済情勢の急激な変化に伴う下請事業者への配慮

短期間における経済情勢の急激な変化により、親事業者が影響を受ける場合には、その影響は極力親事業者自身が吸収するとともに、下請事業者に不当に転嫁しないよう努めるものとする。

2. 長期発注計画の提示及び発注契約の長期化

親事業者は、継続的な取引関係を有する下請事業者に対し、下請事業者が安定的かつ合理的な生産を行い得るよう、相当期間にわたる長期発注計画を提示するものとする。

3. 取引停止の予告

親事業者は、継続的な取引関係を有する下請事業者との取引を停止し、又は大幅に取引を減少しようとする場合には、下請事業者の経営に著しい影響を与えないよう配慮し、相当の猶予期間をもって予告するものとする。

【お問い合わせ先】

中小企業庁取引課

TEL:03-3501-1511(代表)

中小企業庁HP

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinko.htm>